

特別支援教育支援員募集要項

指宿市教育委員会では、特別支援教育支援員を募集します。

1 募集人員 2人

2 申込手続き及び締切日等

(1) 申込資格

次の条件を満たす人

- ・ 市税などの滞納がないこと。
- ・ 普通自動車運転免許を有すること。

(2) 申込締切日

令和8年2月20日(金)

※ 申込締切日の午後5時15分までに到着分のみ受理する。

(3) 申込書類

① 市販の履歴書 (A4 サイズ)

※ 履歴書には、6か月以内に撮影した写真を貼ること。

※ 封筒の表に「特別支援教育支援員申込書在中」と朱書きすること。

② 運転免許証の写し

※マイナ免許証の場合は、マイナ免許証読み取りアプリから取得してください。

③ 居住地の市町村役場で滞納がないことの証明書を取得し同封すること。

(4) 申込方法

郵送又は持参

(5) 申込先

〒891-0497 指宿市十町2424番地

指宿市役所 指宿庁舎2階

指宿市教育委員会 学校教育課 学務係

3 選考方法等

(1) 選考方法

書類選考及び面接

(2) 面接日、面接会場及び時間等については、書類選考合格者に個別に通知する。

4 勤務内容

- (1) 児童生徒の基本的生活習慣確立のための日常生活支援
- (2) 発達障害の児童生徒に対する学習支援
- (3) 学習活動、教室移動等における介助
- (4) 児童生徒の健康・安全確保
- (5) その他、所属長の指示する業務

5 労働条件等

- (1) 任用期間： 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 勤務地： 指宿市内の小中学校
- (3) 勤務日： 月曜日～金曜日
- (4) 就業時間： 8時15分～16時30分のうち、学校長の指示する7.0時間
- (5) 休憩時間： 就業時間内の学校長の指示する45分
- (6) 休日勤務の有無： 有（振替休で対応する。）
土曜授業（年3回程度、学校長が指定した第2土曜日）は3.5時間、その他学校行事等は、学校長の指示する時間を勤務時間とし、勤務した場合は、振替休で対応する。
- (7) 休日： 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
学校休業日：学年始休業日（4/1～4/7）、夏季休業日（7/21～8/31）
冬季休業日（12/25～1/7）、学年末休業日（3/26～3/31）
※ ただし、出校日など学校長の指示する日を除く。
- (8) 報酬（給料）： 月額（予定）176,900円（5月、6月、9月、10月、11月、2月）
日額（予定）8,843円（4月、7月、8月、12月、1月、3月）
- (9) 年次有給休暇等： 「指宿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定により、年次有給休暇、特別休暇等を付与する。6ヶ月経過後の年次有給休暇日数は10日。
- (10) 加入保険： 社会保険、雇用保険、労災保険
- (11) その他： 賞与及び通勤手当あり

6 注意事項

- (1) 欠格事項
 - 申込資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は申込みできません。
 - ① 日本国籍を有しない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 指宿市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (2) その他
 - ① 選考に合格した場合、任用日が到達するまでは「内定」として扱われます。
 - ② 服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限及び争議行為等の禁止が適用されます。
 - ③ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基

づき、法施行後、任用者が性犯罪履歴を確認します。また、面接時に、性犯罪履歴がないことの誓約書を提出していただきます。

【問合せ先】 〒891-0497 指宿市十町 2424 番地
指宿市教育委員会 学校教育課
Tel 0993-22-2111 (内線 2423)